

柿原浄水場他第二期運転管理業務委託プロポーザル実施結果報告書

平成24年12月10日

宇和島市水道局

宇和島市長 石橋 寛久 様

柿原浄水場他第二期運転管理
業務受託者選定委員会委員長

平成24年12月6日に開催した第4回柿原浄水場他第二期運転管理業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において「柿原浄水場他第二期運転管理業務委託」に係るプロポーザル審査を行い、受託候補者を特定したので、次のとおり報告します。

1. 業務の概要について

- (1) 業務名 柿原浄水場他第二期運転管理業務委託
- (2) 業務場所 柿原浄水場ほか（柿原・宇和島浄水場のほか、宇和島市水道事業の宇和島・吉田・三間地区の各浄水場及び各関連施設を対象とする。）
- (3) 委託期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 予定価格（税込） 908,000,000円

2. 選定委員会の構成

委員長及び副委員長は第1回選定委員会で委員の互選により決定した。

柿原浄水場他第二期運転管理業務受託者選定委員会委員名簿

委員長	宇和島市水道局 局長
副委員長	南予水道企業団 事務局長
委員	津島水道企業団 事務局長
	宇和島市水道局 給水課長兼水道技術管理者
	業務課長
	給水課長補佐
	業務課長補佐
	業務課長補佐兼庶務係長

3. 審査の経過について

平成 24 年	9 月	27 日	選定委員会の設置
		28 日	第 1 回選定委員会（公告内容の決定）
	10 月	3 日	プロポーザル公告
		12 日	参加表明書提出期限
		15 日	第 2 回選定委員会（資格審査、採点基準の決定）
		18 日	資格審査結果通知
		22 日	提案書提出説明会 資料閲覧、宇和島地区現場説明会
		23 日	資料閲覧、吉田・三間地区現場説明会
		26 日	質問書提出期限
		31 日	質問書回答
平成 24 年	11 月	2 日	提出意思確認書提出期限
		16 日	提案書提出期限
		21 日	第 3 回選定委員会（一次審査）
		27 日	宇和島市へ一次審査結果報告
		30 日	一次審査結果の通知
	12 月	6 日	第 4 回選定委員会（二次審査、受託候補者の特定）
		10 日	宇和島市へ受託候補者の特定結果報告

4. 選定方法について

選定委員会で参加資格基準、評価項目、評価方法及び採点基準を定め、公募型プロポーザル方式により選定を行った。

5. 評価基準について

下表の項目について審査し、総合的に事業者の評価を行った。

審査項目		配点
一次審査	会社内容に関する事項	30
	技術提案に関する事項	120
	配置職員に関する事項	30
	見積価格	90
一次審査合計		270
二次審査	プレゼンテーション	30
二次審査合計		30
総合評価得点		300

6. 審査結果について

一次審査において、1位と次点の差が78.2点となり、一次審査で最優秀提案者が確定したため、(株)東芝四国支社のみ一次審査採用とし、二次審査を行ったうえで最優秀提案者に決定した。

なお、総合評価得点については、一次審査の得点(270点満点)とすることとした。

提案書提出者	一次審査 (総合評価)	判定	二次審査
(株)東芝 四国支社	219.8	採用	23.9
B社	141.6	不採用	—

7. 受託候補者の特定について

柿原浄水場他第二期運転管理業務委託プロポーザルの最優秀提案者を、柿原浄水場第二期運転管理業務委託受託候補者として特定した。

受託候補者	香川県高松市寿町二丁目2番7号 (株)東芝四国支社
-------	------------------------------

8. プロポーザルの講評

今回の柿原浄水場他第二期運転管理業務委託(以下、「第二期浄水場委託」という。)プロポーザルについては、技術や実績を有する事業者を広く公募したところ2社から参加表明があり、選定委員会において資格審査を確認した後、2社から提案書の提出を受けた。

技術提案の審査にあたっては、この第二期浄水場委託が、第一期の柿原浄水場等運転管理業務委託(以下、「第一期浄水場委託」という。)と比較して、委託範囲が宇和島地区に加え吉田・三間地区まで拡張していること、水道法第24条の3にいう第三者委託(以下、「第三者委託」という。)の範囲を拡大していること等をふまえ、施設特性に関する理解や業務に対する考え方、第三者委託への取り組み方等に着目し、緊急時の対応における人員確保や支援体制などが担保されているか、業務提案において業務に対する意欲は見られるかなど、市民生活に直結する安全・安心で安定した給水の確保を第一として慎重に審査を行った。

提案書の審査結果については、企業能力、配置予定職員能力の項目では2社ともほぼ遜色なく、受託者としてふさわしい事業者として認められる。

技術提案能力の項目において、(株)東芝四国支社の提案書は、柿原(宇和島)浄水場の宇和島市水道局と南予水道企業団の特殊な施設形態をよく理解しており、特にその他提案事項において第一期浄水場委託の受託経験に基づく優れた提案がなされている。第二期浄水場委託から拡張される吉田・三間地区の浄水施設等についても配慮されており、これらのことから浄水処理等の品質管理体制が確保できることが確認された。また、運転管理や危機管理の面でも第一期浄水場委託の受託実

績に裏打ちされた体制が確立されていることが提案書から読み取ることができ、非常に優れた提案がなされていた。

B社の提案内容については、浄水施設の運転管理の豊富な受託実績は読みとれるものの、具体的提案に欠けており、特に運転管理についての考え方で低い評価となった。

また、見積価格の項目でも次点のB社と比べ(株)東芝四国支社から優れた見積額が提示されている。

二次審査のプレゼンテーションは最優秀提案者の(株)東芝四国支社のみ実施したが、提案書の内容について具体的な説明を受けた。

第一期浄水場委託の受託経験の中で、送水ポンプの運転方法や配水圧力調整による漏水量の削減提案といった創意工夫や、第二期浄水場委託で拡大する吉田・三間地区の巡回点検ルートを実際に確認して人員体制を考えたことなど、業務に対する取り組み方や意欲の高さを見て取ることができた。

また、現場従事者の雇用についても地域の標準賃金を確保することや、ユーティリティ調達、修繕対応等も地元を中心とした体制が組み立てられていることなど、地域貢献の面においても優れていた。